

国鉄改革完遂！ 当たり前の労働運動を 前進させよう！ JR 東海労に 結集しよう！	J R 東海労	静岡	J R 東海労働組合静岡地方本部 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 68 番地 N T T 054-284-3608 発行責任者 半場弘恭 2024年5月12日 No.28
--	-----------------------------	-----------	--

清水こがね味噌事件再審公判要請行動

検察よ過ちては改むるに憚ること勿れ！



5月8日、袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会は、22日に結審をむかえることから、静岡地方裁判所と静岡地方検察庁への5回目の要請行動を行なってきました。地本とOBの実行委員会のメンバーが参加してきました。

静岡地方裁判所には「法廷の変更と一般傍聴席の空席対策に関する請願書」を提出しました。その内容は「傍聴席の多い201号法廷を使用すること。袴田さんの裁判がおこなわれる日は他の裁判が開かれないため空き法廷でモニター傍聴をすること。傍聴席が空席となった場合補欠番号順で傍聴をすべき。バッジの着用や携帯電話を預け忘れた場合は傍聴ができないが傍聴を認めこと」と異常な傍聴者への対応の改善を要請してきました。参加者からは「国民が注目している裁判である。一人でも多くの傍聴者を入れるべき」「財布の中身の検査、袴田の名前の入ったバッジなどの着用の禁止は異常な制限だ。一般化されてしまう。国民の税金で裁判所は運営されている。国民の要請に応えるべきだ」と主張しました。

また、静岡地方検察庁へは「袴田さんの無罪論告を求める要請書」を提出しました。参加者からは「5点の衣類は袴田さんの物ではない。血液の赤みは残らない。侵入経路や脱出経路に矛盾がある。くり小刀を凶器に単独犯行は困難である。検察官は抽象的な可能性を指摘するばかりである。従って袴田さんは48年も苦しんできた。」「2500年前に孔子は『過ちては改むるに憚ること勿れ』と謂った。袴田さんの無実^なは明白。今検察が対面を気にせず間違いを認めればいい。真実に基づいて正しいことをやるべきだ」と検察に訴えました。